

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和元年9月定例県議会に提案予定の「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例」の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

知事から意見を求められた条例案

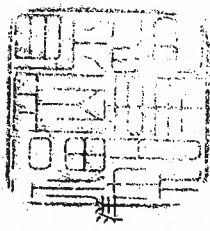
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例案

令和元年9月5日  
教 育 長

1 人 第 6 5 0 号

令和元年8月29日

福岡県教育委員会 殿



福岡県知事 小 川

条例の提案に対する意見の聴取について

令和元年9月議会定例会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

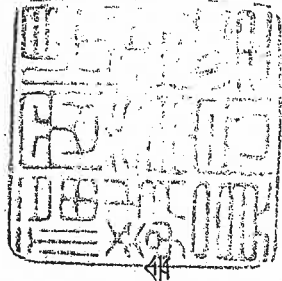
記

- ・成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例

以上

1 教総第820号  
1 教財第384号  
令和元年9月2日

福岡県知事 殿



福岡県教育委員会

条例の提案に対する意見の申出について (回答)  
(対8月29日1人第650号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する法律の制定

1 改正の理由  
 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定に鑑み、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 成年被後見人等に係る欠格条項を設けている各制度について、必要な能力の有無を判断する規定に改める等の見直しを行うもの。(4条例)

条列名	制度
① 福岡県准看護師試験委員に関する条例	准看護師試験委員の委嘱
② 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例	年金管理者の指定
③ 福岡県立自然公園条例	指定認定機関の指定
④ 福岡県風俗案内業の規制に関する条例	風俗案内業の営業及び風俗案内所管理者の選任

(2) 地方公務員法の改正により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことに伴い、所要の規定の整理を行うもの。(4条例)

条列名	改正内容
⑤ 福岡県職員給与に関する条例	成年被後見人等に係る欠格条項に該当し、失職した者に係る規定を削除
⑥ 福岡県職員の退職手当に関する条例	
⑦ 福岡県公立学校職員給与に関する条例	
⑧ 福岡県警察職員給与に関する条例	

3 施行期日

令和元年12月14日

ただし、①の改正については公布の日

成年被見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係

条例の整備に関する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 月 日

福岡県知事 小川 洋

理由

成年被見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の制定に鑑み、成年被見人等に係る欠格条項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。この条例案を提出する理由である。



項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同  
第二十条第三号第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同

ない者として規則で定める者

一 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことがで

き、同項二号を次のように改める。

第二十條第三項第一号中、「成年被後見人又は被保佐人」を削り

（一）の二部を次のように改正する。

第五條福岡県立自然公園條例（昭和三十八年福岡県條例第二十五号

）福岡県立自然公園條例の一部改正

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

でない者

に当たつて必要を認め、判断及び意思疎通を適切に行うことが

一 精神の機能の障がいにより金の受領及び管理を適正に行う

のよう<sup>に</sup>改める。

第八條第二項中「をいはず」に「をいはず」に改め、同項各号を次

條例第二十号（一）部を次のように改正する。

第四條福岡県心身障がい者扶養共済條例（昭和四十五年福岡県

）福岡県心身障がい者扶養共済條例の一部改正

知せられた「改め、同項各号を削る。

第三條第二項中「次の各号の一に該当する」を「禁錮以上の刑に

條例第十号（一）部を次のように改正する。

第三條福岡県推定看護師試験委員に関する條例（昭和二十七年福岡県

）福岡県推定看護師試験委員に関する條例の一部改正

を除外。（「を削る。

第十二條第一項第二号中「同法第十六條第一号に該当する場合





七 心身の故障により風俗禁内業の業務を適正に実施するに支障があることである。

号として、同条第七号を第八号として、同条第六号の次に次の一号を加  
第四号第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第四条第一号を次のように改める。

条例第六十九号（一部）を次のように改正する。

第八条 福岡県風俗禁内業の規制に関する条例（平成二十四年福岡県

）福岡県風俗禁内業の規制に関する条例の一部改正

又は第五項の規定に改める。

より失職し「を削り、当該各項の「を」それぞれ第二項、第三項に  
公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定に  
中 当該各項に「を」を削り、若くは地方

第二十二條第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同条第七項

第二項第一号中「若くは失職し」を削る。

該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し「を削り、同

第二十一條第一項中「若くは地方公務員法第十六條第一号に

禁錮に改める。

第二十一條の第三項第一号及び同条第三項第一号中「禁錮」を

禁錮に改める。

た職員を除く。（「を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を

第二十二條の第二号中「同法第十六條第一号に該当して失職し

四項中「若くは失職し」を削る。

当して同法第二十八條第四項の規定により失職し「を削り、同条第

第二十二條第一項中「若くは地方公務員法第十六條第一号に該

の規程は、公布の日から施行する。

第三節 附則  
第三條は、令和元年十月十四日から施行する。

附則

なごい者として公安委員の規則を定めるもの

三 心身の故障による管理業務の業務を適正に実施するに必要

第十四條第三項に次の号を加える。

できない者として公安委員の規則を定めるもの















行 現	安 正 券
<p>(第 八 條)            第 八 條 (第 一 項)            第 八 條 (第 二 項)            第 八 條 (第 三 項)</p>	<p>(第 七 條)            第 七 條 (第 一 項)            第 七 條 (第 二 項)            第 七 條 (第 三 項)</p>
<p>(第 四 條)            第 四 條 (第 一 項)            第 四 條 (第 二 項)</p>	<p>(第 三 條)            第 三 條 (第 一 項)            第 三 條 (第 二 項)</p>





















